

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和4年3月25日

金曜日

第4912号

目次

条 例

○富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例	3
○富山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例	6
○富山県部局設置条例の一部を改正する条例	8
○富山県附属機関条例の一部を改正する条例	9
○富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例	10
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	11
○富山県職員定数条例の一部を改正する条例	11
○県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	12
○富山県職員のサービスの宣誓に関する条例及び富山県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	12
○知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	13
○富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例	13
○富山県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	14
○富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	15
○富山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	15
○富山県地域振興基金条例の一部を改正する条例	15
○元気とやま未来創造基金条例及び富山県再生可能エネルギー発電設備等管理基金条例の一部を改正する条例	16
○富山県特別会計条例の一部を改正する条例	17
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	17
○富山県税条例の一部を改正する条例	23
○富山県立自然公園条例の一部を改正する条例	23
○富山県立山麓家族旅行村条例の一部を改正する条例	33
○富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	34
○富山県国民健康保険条例の一部を改正する条例	34
○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	35
○富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	36
○富山県看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例	37
○富山県国際健康プラザ条例の一部を改正する条例	38

部を改正する条例、富山県水道用水供給条例の一部を改正する条例、富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県林道条例の一部を改正する条例、富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例、富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例、市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例及び富山県議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第1号

富山県大学生等留学支援奨学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、優れた学生又は生徒であって海外に留学するものに対し、奨学資金を貸与することにより、国際的な視野に立って社会に貢献する人材の育成を図り、もって本県の発展に寄与することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 知事は、県内の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）若しくは高等専門学校（第4学年及び第5学年に限り、同法第119条第1項に規定する専攻科を含む。）又は同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する学生又は生徒であって、大学等に相当する外国の教育施設に留学し、将来、県内において就業しようとするものに対し、富山県大学生等留学支援奨学資金（以下「奨学資金」という。）を貸与することができる。

(奨学資金の貸与額等)

第3条 奨学資金の貸与額は、100万円の範囲内において、その貸与を受けようとする者の留学の期間に応じ規則で定める額とする。

2 貸与する奨学資金には、利息を付さない。

(保証人)

第4条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して奨学資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第5条 知事は、奨学資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸与を取り消すことができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 留学を取りやめたとき。
- (3) 奨学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他奨学資金の貸与が適当でないと認められるとき。

(理由の提示)

第6条 知事は、前条の規定により奨学資金の貸与を取り消すときは、当該奨学資金の貸与を受けている者に対してその理由を示さなければならない。

(奨学資金の返還)

第7条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、貸与を受けた奨学資金の全額を返還しなければならない。

- (1) 第5条の規定により奨学資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 当該大学等を卒業し、又は修了したとき。

(返還の猶予)

第8条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、奨学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 当該大学等を卒業し、又は修了したとき（第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。）。当該大学等を卒業し、又は修了した日から1年1月
- (2) 前号に定める期間内に、更に他の大学等に入学したとき。当該他の大学等を卒業し、又は修了した日から1年1月
- (3) 第1号に定める期間（前号に掲げる事由に該当する場合にあっては、同号に定める期間。次号及び第5号において同じ。）内に、法人又はこれに準ずるも

- の（以下この条及び次条において「法人等」という。）であって県内に主たる事務所を有するものに就職したとき。当該法人等に就職した日から3年間
- (4) 第1号に定める期間内に、法人等であって県外に主たる事務所を有するものうち、県内に事業所等を有するものに就職したとき。当該法人等に就職した日から3年間
- (5) 第1号に定める期間内に、県内において所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する事業を開始し、同条の規定によりその旨を記載した届出書を提出したとき。当該事業を開始した日から3年間
- (6) 第5条の規定により奨学資金の貸与を取り消された後、引き続き当該大学等に在学するとき。当該大学等を卒業し、又は修了するまでの期間
- (7) 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。当該事由の継続する期間
- （返還の免除）

第9条 知事は、奨学資金の貸与を受けた者（前条第6号に掲げる事由に該当する者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 前条第3号から第5号までに掲げる事由のいずれかに該当する場合において、それぞれ当該各号に定める期間における同条第3号に規定する法人等に在職した期間、同条第4号に規定する法人等の県内に所在する事業所等に勤務した期間又は同条第5号に規定する事業に従事した期間の合計が規則で定める期間に達したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 心身の著しい故障により奨学資金を返還することが困難になったとき。

（延滞利息）

第10条 奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（規則への委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則

で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(延滞利息の割合の特例)

2 当分の間、第10条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞利息特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.2パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞利息特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

(学術振興課)

富山県条例第2号

富山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。次条において「法」という。）第2条第3項に規定する技術基準のうち、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年^{農林水産省}_{国土交通省}令第6号。第5条及び第6条において「省令」という。）第35条の規定による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加及び第48条第3項の規定による畜舎等又はその敷地と道路との関係に関する制限の付加について定めるものとする。

(崖付近の畜舎等)

第2条 居室（居住のための居室を除く。）を有する畜舎等（法第2条第1項に規定する畜舎等をいう。以下同じ。）の敷地が高さ2メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）に接し、又は近接する場合において、その敷地が、崖の上にあるときは崖の下端から当該畜舎等までの、崖の下にあるときは崖の上端から当該畜舎等までの水平距離は、それぞれその崖の高さ

の2倍以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該崖に、崖崩れの発生を防止するための擁壁その他これに類する施設が設置されている場合

(2) 崖の下に畜舎等を建築する場合で、次のいずれかに該当するとき。

ア 畜舎等の外壁（崖崩れによる衝撃を受けるおそれのない部分を除く。）及び構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造（崖崩れによる衝撃に対して破壊を生じないものに限る。）その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、当該外壁の開口部からの土砂の流入を防止するための有効な防護壁等を設置するとき。

イ 崖と畜舎等との間に、崖崩れに対して畜舎等の安全上支障のない塀その他これに類する施設が設置されているとき。

(3) 崖の形状、土質等により崖崩れのおそれがない場合

（畜舎等の敷地と道路との関係）

第3条 畜舎等の敷地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域又は準都市計画区域（同法第7条第1項に規定する市街化区域及び同法第8条第1項第1号に規定する用途地域を除く。）にあるものに限る。次条において同じ。）が、120度未満の角度で交わり、又は屈折する幅員6メートル未満の道路に接する（道路と敷地との間に幅が2メートル未満の水路等の空地がある場合を含む。）角敷地である場合は、道路境界線（歩道がある場合にあつては、車道の境界線）からその角敷地側の隅角を挟む辺の長さが2メートルの二等辺三角形の形状を含む部分を空地としなければならない。ただし、道路の隅切りがある場合は、この限りでない。

第4条 延べ面積（同一敷地内に2以上の畜舎等がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。

第5条 省令第48条第2項の規定により知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた畜舎等については、前2条の規定は、適用しない。

（市町村の条例との関係）

第6条 市町村が、省令第35条又は第48条第3項の規定により当該市町村の条例に

規定する事項がこの条例に規定する事項と同一の事項であり、かつ、この条例の規定による制限を超える制限を付加する場合には、当該市町村の区域においては、この条例の当該規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(農業技術課)

富山県条例第3号

富山県部局設置条例の一部を改正する条例

富山県部局設置条例（昭和35年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1項第2号中「秘書及び」を削る。

第3項第4号及び第5号を削る。

第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加え、同項を第6項とする。

(5) スポーツに関する事項

第4項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同項を第5項とする。

(2) 秘書に関する事項

第3項の次に次の1項を加える。

4 交通政策局

交通に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(富山県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

2 富山県スポーツ推進審議会条例（昭和37年富山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条中「地方創生局」を「生活環境文化部」に改める。

(富山県固定資産評価審議会条例の一部改正)

- 3 富山県固定資産評価審議会条例（昭和37年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条中「経営管理部」を「地方創生局」に改める。

（人 事 課）

富山県条例第4号

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表富山県いじめ再調査委員会の項の前に次のように加える。

富山県武道館 P F I 事業者選考 審査会	富山県武道館の整備及び運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定による実施方針の策定、同法第7条の規定による特定事業の選定及び同法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7人以内
------------------------------	--	------

別表の1の表富山県科学技術会議の項の次に次のように加える。

富山県高岡地区 産業展示施設 P F I 事業者選考 審査会	富山県高岡地区産業展示施設の運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条第1項の規定による実施方針の策定、同法第7条の規定による特定事業の選定及び同法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7人以内
---	---	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（総 務 課）

富山県条例第5号

富山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第5条第2項第6号及び第44条の2において「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改める。

第5条第2項第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報保護法第2条第9項」に改める。

第34条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第44条第1項第1号を削り、同項第2号中「統計法」の次に「（平成19年法律第53号）」を、「係る」の次に「同法第2条第11項に規定する」を加え、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 統計法第52条各号（第2号を除く。）に掲げる個人情報

第44条の2中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章」を「個人情報保護法第5章第4節」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第34条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(総務課)

富山県条例第6号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1第34項中「に基づく」を「及び同法の施行に関し知事が定める規則に基づく」に改める。

別表第3第8項各号列記以外の部分中「及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）」を削り、同項第28号を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第3第8項の改正規定は、公布の日から施行する。

(ワンチームとやま推進室)

富山県条例第7号

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「1,052人」を「1,068人」に、「2,758人」を「2,714人」に、「567人」を「559人」に、「7,938人」を「7,902人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第8号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第24条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第28条を第30条とし、第27条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第28条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項に規定する申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第29条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第9号

富山県職員の服務の宣誓に関する条例及び富山県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(富山県職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 富山県職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年富山県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前で」を削る。

(富山県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 富山県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年富山県条例

第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「富山県知事の面前で」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第10号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成16年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までの規定中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

富山県条例第11号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号を次のように改める。

(9) 看護職員処遇改善手当

第11条を次のように改める。

(看護職員処遇改善手当)

第11条 看護職員処遇改善手当は、中央病院に勤務する保健師、助産師、看護師又は准看護師である職員に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき4,000円を超えない範囲内において人事委

員会規則で定める額とする。

第13条第1項及び第18条第1項各号列記以外の部分中「厚生部健康課」を「厚生部健康対策室」に改める。

第38条第1項各号列記以外の部分中「生活環境文化部環境保全課」を「危機管理局消防課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第1項、第18条第1項及び第38条第1項の規定は令和3年4月1日から、改正後の条例第2条第2項第9号及び第11条の規定は令和4年2月1日から適用する。

（人 事 課）

富山県条例第12号

富山県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

富山県職員等の旅費に関する条例（昭和32年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「採用された職員」の次に「（県が国又は他の地方公共団体に対して行った要請に基づき当該国又は他の地方公共団体を退職し、引き続いて採用された職員その他人事委員会規則で定める職員に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富山県職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（人 事 課）

富山県条例第13号

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000分の38」を「零」に改める。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第14号

富山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「同条第2項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第8条第1項中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第15号

富山県地域振興基金条例の一部を改正する条例

富山県地域振興基金条例（平成2年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「魅力ある地域づくり」を「地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業その他の魅力ある地域づくりに資する事業」に改める。

第4条及び第6条中「魅力ある地域づくりに関する」を「第1条に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(財 政 課)

富山県条例第16号

元気とやま未来創造基金条例及び富山県再生可能エネルギー発電設備等管理基金条例の一部を改正する条例

(元気とやま未来創造基金条例の一部改正)

第1条 元気とやま未来創造基金条例（平成25年富山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第4項」を「第2条第3項」に改める。

(富山県再生可能エネルギー発電設備等管理基金条例の一部改正)

第2条 富山県再生可能エネルギー発電設備等管理基金条例（平成29年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(財 政 課)

富山県条例第17号

富山県特別会計条例の一部を改正する条例

富山県特別会計条例（昭和39年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「及び小規模企業者等設備導入資金」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 富山県中小企業活性化資金特別会計の令和3年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県条例第18号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の項中「7,000円」を「10,400円」に改め、同表の65の項中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に、「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同表の66の項中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に、「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同表の78の項中「2,100円」を「2,700円」に改め、同表の89の項中「110,000円」を「98,000円」に改め、同表の91の項中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表の100の項中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改め、同表の284の項から286の項までを次のように改める。

284 畜舎等の建築等及び利用の特 例に関する法律（令和3年法律第 34号）第3条第1項の規定に基づ く畜舎建築利用計画の認定の申請 に対する審査	畜舎建築利用計画 認定申請手数料	7,400円
285 畜舎等の建築等及び利用の特 例に関する法律第4条第1項の規 定に基づく畜舎建築利用計画の変 更の認定の申請に対する審査	畜舎建築利用計画 変更認定申請手数料	7,400円

286 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定に基づく認定畜舎等の仮使用の認定の申請に対する審査	認定畜舎等の仮使用認定申請手数料	120,000円の範囲内において、床面積等の区分に応じ規則で定める額
--	------------------	------------------------------------

別表第1の286の項の次に次のように加える。

286の2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可の申請に対する審査	認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請手数料	7,400円
286の3 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第2項の規定に基づく認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査	認定計画実施者である法人の合併認可申請手数料	7,400円
286の4 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第3項の規定に基づく認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査	認定計画実施者である法人の分割認可申請手数料	7,400円
286の5 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省令第6号）第48条第2項の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	畜舎等の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円

別表第1の317の項中「承認」を「認定」に改め、同表の360の項中「7,000円」を「8,200円」に改め、同表の433の項中「1,800円」を「1,600円」に改め、同表の441の項中「第91条」の次に「又は第91条の2第3項」を加え、同表の443の2の項中「第97条の2第1項第3号イ」の次に「若しくはロ」を加え、「に規定する」を「の規定に基づく」に、「750円」を「1,050円」に改め、同表の443の3の項中「第97条の2第1項第3号イ」の次に「若しくはロ」を加え、「に規定する」を「の規定に基づく」に、「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200

円」に改め、同項の次に次のように加える。

443 の 4 道路交 通法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ若しくはハ又は第 101 条の 4 第 3 項の規定に基づく 運 転 技 能 検 査 の 実 施	運 転 技 能 検 査 手 数 料	3,550 円
---	-------------------	---------

別表第 1 の 451 の 項 中

		<p>ア 小型特殊自動車免許以外の運転免許を受けている者に係るもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101 条の 4 第 2 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うもの 5,100 円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、7,950 円）</p> <p>(イ) 法第 101 条の 7 第 4 項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行</p>
--	--	---

		<p>うもの 5,800円</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)以外のもの 5,100円</p> <p>イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に係るもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うもの 2,250円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、4,450円)</p> <p>(イ) 法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うもの 2,350円</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)以外のもの 2,250円</p>
--	--	---

		<p>ア 普通自動車対応免許を受けている者 (法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に係るもの 6,450 円</p> <p>イ 普通自動車対応免許を受けている者 (法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に係るもの 2,900 円</p>
<p>に、</p>		<p>(14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき 2,000 円</p> <p>(15) 法第108条の2第2項に掲げる講習 7,950 円の範囲内において、講習の種類に応じ規則で定める額</p>

を

	(14) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき 2,250円
	(15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習 講習1時間につき 2,000円
	(16) 法第108条の2第2項に掲げる講習 6,450円の範囲内において、講習の種類に応じ規則で定める額

に改め、同表の452の項中「又は第108条の3の2」を「、第108条の3の2又は第108条の3の3」に改め、同表の備考の6の(5)中「第2条第1項イ」を「第2条第1号イ」に改める。

別表第3の3の項中「7,000円」を「10,400円」に改め、同表の5の項中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に、「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同表の6の項中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に、「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同表の7の項中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改め、同表の11の項中「7,000円」を「8,200円」に改め、同表の14の項の次に次のように加える。

15 道路交通法第108条の2第1項第14号の規定に基づく講習の実施	講習手数料	講習1時間につき2,250円	道路交通法第108条の4第1項の規定に基づき富山県公安委員会が指定する者
------------------------------------	-------	----------------	--------------------------------------

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和4年4月1日

(2) 別表第1の441の項、443の2の項及び443の3の項の改正規定、同表に443の4の項を加える改正規定、同表の451の項及び452の項の改正規定並びに別表第3に15の項を加える改正規定 令和4年5月13日

(経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、同号に掲げる規定による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県条例第19号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の10第1項各号列記以外の部分及び附則第5条の12第1項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

富山県条例第20号

富山県立自然公園条例の一部を改正する条例

富山県立自然公園条例（昭和46年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条・第7条」を「第6条—第7条の2」に、
「第6章 生態系維持回復事業（第29条—第32条）」
を

「第6章 生態系維持回復事業（第29条―第32条）

第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第32条の2―第32条の6）

に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「の決定」を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第7条第2項中「前条第2項」を「前条第4項」に改める。

第3章中第7条の次に次の1条を加える。

（協議会による公園計画の変更の提案）

第7条の2 第13条の2第1項に規定する協議会は第13条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第32条の2第1項に規定する協議会は第32条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第10条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

公園事業者（第8条第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び市町村等以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第13条の次に次の5条を加える。

(協議会)

第13条の2 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第27条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

(3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の

構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第13条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
- (3) 利用拠点整備改善計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
- (5) 第8条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
- (6) 第8条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
- (7) 計画期間
- (8) その他規則で定める事項

- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画及び富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第8条第1項に規定する基本方針に適合するものでなければならない。

- 4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めると

きは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

第13条の4 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第13条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第13条の6において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第13条の5 知事は、第13条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第13条の6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改

善計画について第13条の3第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第8条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第14条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、第8条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第13条の3第4項の認定（第13条の4第1項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第20条第7項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業（第32条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第32条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第21条第3項ただし書中「次の各号」を「次」に改め、同項第3号中「ため」の次に「、又は認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第23条中「第21条第3項第7号」を「第21条第3項第8号」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第6号を第7号とし、第3号か

ら第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第26条第1項及び第2項中「第21条第3項第7号」を「第21条第3項第8号」に改める。

第28条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第28条第2項中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第32条の2 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 当該市町村
- (2) 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者
- (4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第13条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」

とあるのは「第32条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第32条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第32条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

- 2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
 - (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
 - (3) 自然体験活動促進計画の目標
 - (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
 - (5) 計画期間
 - (6) その他規則で定める事項
- 3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
 - (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
 - (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に

係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第32条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第32条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。
(認定の取消し)

第32条の5 知事は、第32条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第32条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査等)

第32条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第32条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条第1項各号列記以外の部分中「第40条第1号」を「第40条第1項第1号」に、「当該公園」を「当該自然公園」に改める。

第39条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第40条第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第40条中第4号から第6号までを削り、同条に次の1項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第41条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第46条の次に次の1条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第46条の2 県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第47条中「第14条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「及び」を「、第32条の6第1項並びに」に改める。

第49条中「第13条第1項又は第25条第1項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第13条第1項又は第25条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第20条第3項の規定に違反したとき。

第50条各号列記以外の部分中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条第1号中「第8条第6項」を「第8条第3項の認可を受けた者が、同条第6項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号中「第20条第3項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第4号及び第5号中「者」を「とき。」に改める。

第51条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第52条各号列記以外の部分中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改

め、同条第1号中「第14条第1項」の次に「若しくは第2項若しくは第32条の6第1項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号から第7号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第8号中「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第9号中「者」を「とき。」に改める。

第54条各号列記以外の部分中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条第1号及び第2号中「者」を「とき。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(自然保護課)

富山県条例第21号

富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例の一部を改正する条例

富山県立山山麓^{ろく}家族旅行村条例（昭和56年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) グランピング施設

第9条及び第10条第1項中「オートキャンプサイト」の次に「、グランピング施設」を加える。

別表第1オートキャンプサイトの項の次に次のように加える。

グランピング施設	4月25日から 11月30日まで	宿泊	午後4時から翌日の午前10時まで（宿泊の利用に引き続き日帰りの利用をする場合にあっては、午後4時から翌日の午前11時まで）
		日帰り	午前11時から午後3時まで

別表第2 オートキャンプサイトの項の次に次のように加える。

グランピング施設	宿泊	1区画につき	28,000円
	日帰り	1区画につき	12,000円

附 則

この条例は、令和4年4月25日から施行する。

(自然保護課)

富山県条例第22号

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成26年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

表中「380」を「383」に、「148」を「149」に、「116」を「118」に、「105」を「110」に、「221」を「225」に、

中新川郡上市町	59
---------	----

を

中新川郡上市町	60
---------	----

に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第23号

富山県国民健康保険条例の一部を改正する条例

富山県国民健康保険条例（平成29年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康

保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(厚生企画課)

富山県条例第24号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第13条中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

第30条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第38条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第59条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第82条第1項第5号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第93条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第101条第1項第4号ア中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この条例による改正後の富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

（富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 3 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第13条の項の中欄中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

(子ども支援課)

富山県条例第25号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第7条第2項第3号及び第73条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(障害福祉課)

富山県条例第26号

富山県看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例

富山県看護学生修学資金貸与条例（昭和39年富山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第97条」を「第91条第1項の規定により設置される短期大学の専攻科（養成施設であるものを除く。以下「短期大学専攻科」という。）又は同法第97条」に改める。

第4条第1項の表中

大学

を

大学(短期大学を除く。以下この表において同じ。)

に改め、同表准看護師の養成施設の

項の次に次のように加える。

短期大学専攻科	国、地方公共団体等が設置する短期大学専攻科	32,000円
	国、地方公共団体等以外の者が設置する短期大学専攻科	36,000円

第9条第1項第4号及び同条第3項中「修士課程」を「短期大学専攻科を卒業した日又は修士課程」に改める。

第10条第1号及び第2号中「又は」を「、短期大学専攻科又は」に改め、同条第4号中「当該」を「当該短期大学専攻科を卒業した後さらに他の養成施設、短期大学専攻科若しくは修士課程において修学しているとき、又は当該」に改め、同条第7号中「ついては、」の次に「当該短期大学専攻科を卒業した日又は当該」を加える。

第11条第1項第2号中「当該」の次に「短期大学専攻科を卒業した日又は当該」

を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(医 務 課)

富山県条例第27号

富山県国際健康プラザ条例の一部を改正する条例

富山県国際健康プラザ条例（平成11年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2を同表の3とし、同表の1を同表の2とし、同表に1として次のように加える。

1 生命科学館

種別	金額
生命科学館	日額25,200円

備考 「日額」とは、午前10時から午後5時30分までの利用に係る金額をいう。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(健康対策室)

富山県条例第28号

富山県水道用水供給条例の一部を改正する条例

富山県水道用水供給条例（昭和54年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、当該年度における各月の1日最大受水量を定めて、当該年度の開始前に」を削り、「」に」の次に「協議の上、当該年度における各月の1日当たりの計画受水量を定めて、当該年度の開始前に、管理者に給水を」を加え、同条第2項中「水道事業者と協議して」を「基本料金（水道用水供給事業の用に供する

施設の整備の費用その他当該施設の維持管理に係る費用を賄うために水道事業者が負担すべき料金をいう。第5条第1号において同じ。)の算定の基礎となる水量(同号において「基礎水量」という。)及び」に、「1日最大給水量(第5条において「基本水量」を「1日当たりの計画給水量(同条第2号において「1日計画給水量」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「に掲げる」を「の各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 基本料金 基礎水量に当該月の日数を乗じて得た水量に、1立方メートルにつき60円を乗じて得た額
- (2) 従量料金 当該月の使用水量(その使用水量が1日計画給水量に当該月の日数を乗じて得た水量を下回る場合にあつては、当該水量)に、1立方メートルにつき20円を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の富山県水道用水供給条例第2条第1項の規定による給水の申込み、同条第2項の規定による給水の承認及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(企・水道課)

富山県条例第29号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年富山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

- 第3条第2項の表中央病院の項中「小児科」を「小児科 新生児内科」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

富山県条例第30号

富山県林道条例の一部を改正する条例

富山県林道条例（昭和39年富山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中「4,500円」を「4,900円」に、「1,900円」を「2,000円」に、「300円」を「500円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(森林政策課)

富山県条例第31号

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部
を改正する条例

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年富山県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第45条を第46条とし、第44条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成24年富山県条例第83号)に規定する基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(道 路 課)

富山県条例第32号

富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成18年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9各号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(建築住宅課)

富山県条例第33号

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例(昭和35年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5,555人」を「5,577人」に、「52人」を「53人」に、「27人」を「24人」に、「267人」を「266人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(教・教職員課)

富山県条例第34号

富山県議会委員会条例の一部を改正する条例

富山県議会委員会条例（昭和31年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 交通政策局の所管に関する事項

第14条の見出しを「（委員会の公開等）」に改め、同条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「原則として公開する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県議会委員会条例の規定により地方創生産業委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる厚生環境委員会に付議されたものとみなす。

（議・議事課）